

オワハラ行為（就活終われハラスメントの略語）を受けた場合について

自らの意思に反して就職活動の終了を強要されるようなハラスメント的な行為を被った場合は、指導教員、就職担当教員又は就職センター窓口にご相談・報告してください。

- ・代表的なオワハラの例です。

採用担当者から、内定を出す条件として今後の就活を終了するよう強要する発言やこのようなことを示唆する言動などが該当します。このようなことには一切応じる必要はありません。

このような条件を前提とした内定承諾書に署名しても法的拘束力はありません。ただし、自己都合等でいたずらに引き延ばし、間際で内定辞退する場合は企業等の採用活動に迷惑をかけることとなりますので、常識的に判断・行動する必要があります。

就職活動は**自分が満足するまで自由に行う権利**があります。